

# これからの公民館！

時代の移り変わりとともに変化する市民の暮らし。  
そこに生まれた新たなニーズや課題に、公民館は向き合っていきます。



市民の暮らしに寄り添いながら  
市民のつながりの中に「学び」を生み出す

# 地域への入口・学びのステージへ 令和2年からの日野市の公民館

## 市民の暮らしに 寄り添いながら 市民のつながりの中に “学び”を生み出す

第2次日野市公民館基本構想・基本計画の理念

開設から半世紀以上の歴史を重ね、日野市の社会教育の推進を担ってきた公民館。大きく時代が変わった今だからこそできること、公民館だからこそできることを、これからも市民のみなさんとともに追求していきます。令和2年=2020年という時代の節目に、「市民の暮らしに寄り添いながら 市民のつながりの中に“学び”を生み出す」という新たな理念のもと、向こう5年間(令和2年度～6年度)の3つの目標を立てました。

### 基本目標1 ～市民の日常生活に寄り添って～

#### 豊かな暮らしをつくる「学び」を生み出す

- 市民の暮らしに寄り添った学びの循環づくり
- 「学び、学びあい」による生きがいづくり

### 基本目標2 ～誰一人取り残さずに～

#### 「学び」に集う人たちを地域や社会につなぐ

- 地域をステージに、自ら考え、ともに行動する学びを実現する
- 地域の社会的資源を生かし、学びを通して暮らしの課題解決を支援する
- 暮らしと地域に結びついた安全安心な社会をつくる

### 基本目標3 ～まちの未来に向かって～

#### 世代をこえて新たにつながる「学び」を創り出す

- 子どもから大人まで切れ目のない学びを創造する
- 平和な暮らしと社会を支える意識を育み、未来につなぐ
- さまざまな地域資源や学習の機会・場の情報共有を充実させる
- まちの自然・歴史・文化に親しみ、多世代間で知恵を交流する

情報化社会の進展によって、いつでも・どこでも・誰でもが学ぶことができる環境が実現したかといえば、決してそうではありません。むしろ、新たな暮らしや地域の課題も生まれてきているでしょう。それらの課題こそ、地域に根ざした公民館が関わっていく必要があります。

これからの公民館を一緒につくっていきませんか?

## もっと地域の中で

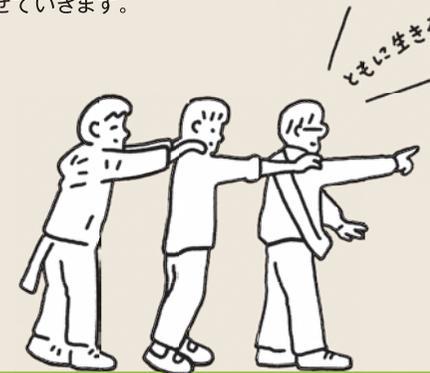
### これからの公民館はこんなことをやっていきます

暮らしにおける課題は年代によってさまざまです。令和2年からの公民館の役割や取り組みについて、市民へのアンケート調査(「これからの公民館のためのアンケート調査」P28～29)をもとに考えました。日常生活の課題や学びについて、地域に根ざした公民館だからこそできることがあります。



### 障害がある人の社会参加

一人一人の個性が認められ、それぞれが才能を発揮できる真の共生社会を目指して、公民館は「ともに生きる」の理念を掲げ、その動きを充実させていきます。



### 地域ぐるみで子育て

子どもを中心に地域をつなぐことを考えます。子どもを持つ世帯も持たない世帯も、子どもの教育活動を通じて交流が生まれる地域づくりを支援します。

### 多文化交流の充実

公民館が外国籍の市民にとって最初の地域の窓口となり、地域の中で円滑にコミュニケーションを取り、つながり合えるように、より充実した多文化交流の機会をつくります。



## よりよい暮らしのある 地域のために

あらゆる世代やさまざまな属性の人がともに暮らす“地域”。それぞれの暮らしを豊かによりよくしていくためには、地域とつながる市民が増えることが大切だと、公民館は考えます。多世代・多文化交流の機会を増やし、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

## それぞれの世代の課題解決のために

どの世代においても、より気軽に参加できる講座やイベントの増加が望まれています。それぞれの世代のニーズに合わせた事業の運営とともに、多世代交流の機会の創出や交流のきっかけづくりのコーディネート機能を充実させ、多くの世代が集い、つながる公民館にしていきます。



### 子育て世代へ

子育てしやすく、子どもたちが元気になる地域づくりを支えます。公民館では、仕事や育児などに忙しい世代の親子が参加できるプログラムや保育つきプログラムを充実させ、地域への情報発信に努めます。



### 発信力を高めます

公民館ホームページや公民館だよりなどで情報発信を続けてきた公民館ですが、市内全域への発信力や時代に即した広報など、より効果的な情報発信を推進していきます。



### あらゆる世代のサークル団体を

活動歴20年を超える団体も多い公民館利用者サークル。メンバーの高齢化や固定化も聞かれるようになりました。令和2年からはサークル団体と公民館の連携を深め、新たな利用者とサークルとの橋渡しや若年層のサークル登録奨励など、市民のよりよい自主的な学び合いの場の提供に努めます。

### 若者たちへ

土日や学校の長期休業期間における、若者たちが参加しやすい講座やイベントの開催、大学や企業との協働でスキルアップができる環境づくりを推進します。また、自習スペースの開設など、若者にとってもオープンな場として開かれる公民館を目指します。

### 現役世代へ

責任ある立場の仕事、親の介護などで忙しく、余暇にまわす時間を省きがちな現役世代に、参加しやすい時間帯の講座やイベントの開催、また、学んだことが生かされる環境づくりや学習成果のフォローアップを充実させていきます。



## 公民館の価値の維持と向上のために

日野市の社会教育の推進を担ってきた公民館。そこで生まれた市民の学びや地域での循環はまちの財産となります。令和2年からの「学びの循環」の推進や、社会教育のさらなる発展に貢献するため、公民館も「より充実した公民館」を目指して前に進みます。



### 職員もスキルアップ

社会教育を担う公民館職員は、新たな暮らしや地域の課題を学びで解決する知識とスキルを持ち、市民が求める学びについて考えるべき存在です。令和2年には社会教育主事に関する省令改正も行われます。地域のコーディネートや学びのファシリテーション能力の、より一層の向上を目指します。

若者の居場所を



### 高齢者の生涯学習

誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境づくりを進めます。認知症予防・食生活などの健康面や、防災・防犯など、この先の人生に必要な学びや地域のつながりが、公民館にはあります。すべての高齢者が安心して暮らし学び続けることのできる地域を目指していきます。



### すべての世代に向けて

丘陵地と河川地域のある日野市。近年の極端な気温や天候の変動による影響を受けやすい地域といえます。また、公共施設までの交通が不便という声もあります。自然災害や犯罪などから住民を守る「共助」の意識を高めていきます。



### 施設の維持と管理

開設から50年を超えた中央公民館は、建物も歴史を重ね、年季が入っています。これまでトイレの洋式化や電灯のLED化など、環境整備に努めてきました。今後も「日野市公共施設等総合管理計画(平成28年度策定)」の方針を踏まえ、必要な修繕などを計画的に進めていきます。また、日野本町7丁目周辺における各施設の更新を含め、関係各課で調整を図りながら検討をしています。



地域がステージ 公民館の新しい取り組み -1

# 学びモデル事業

新しい学びの場として平成30年から始まった「学びモデル事業」。市内の8つの中学校地区ごとに、各地域の特性と課題を踏まえた学習の場を展開する移動公民館です。地域のコミュニティセンターや地区センターなどの公共施設を利用し、地域包括支援センターや実践女子大学などの協力のもと、イベントや講座などを開催。これまで公民館と縁のなかった市民との出会いも生まれています。地域住民と顔を合わせて言葉を交わし、その地でニーズを満たす事業を実施するという「学びモデル」をフォーマット化し、それぞれの地域で継続して展開していきます。

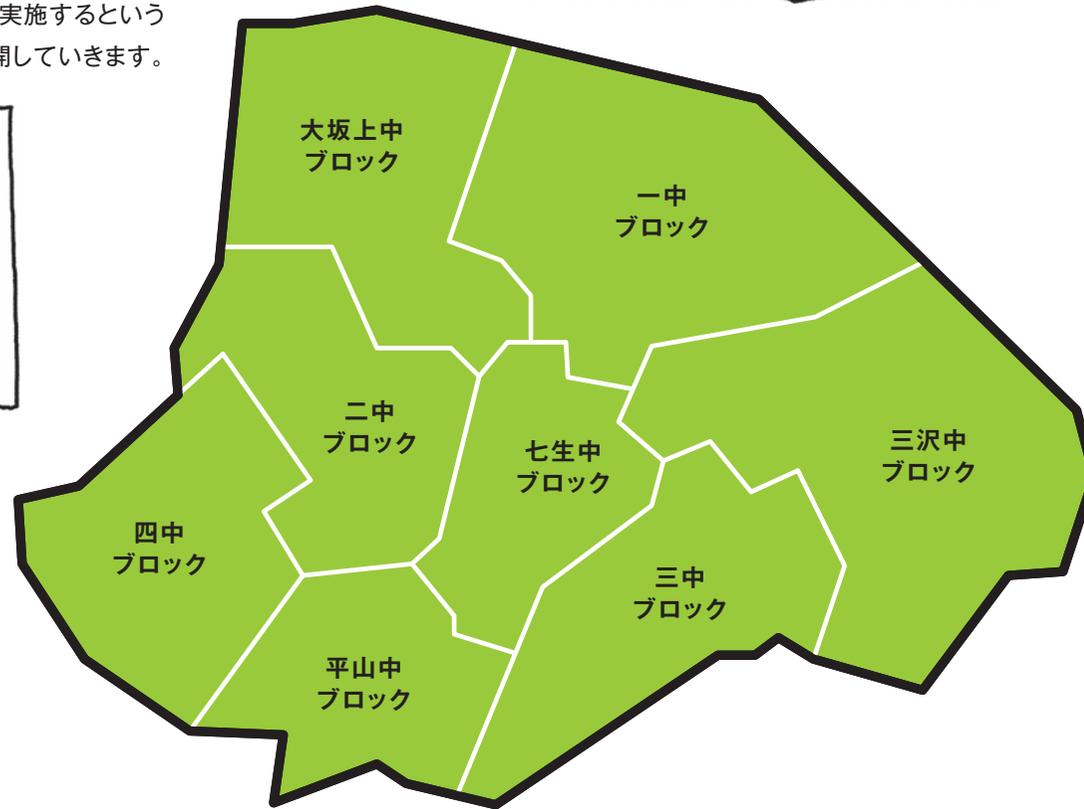


## 1 サロンの開催により、地域の声を集める

住民たちの地域に対する要望や悩み、また、それぞれの地域の特性や自慢などの声を集めるサロンを開催。どの地区でも地域の事業と一緒につくっていける参加者を、年齢や属性を問わず歓迎しています。ここでどれだけたくさんの声を集められるかが、その後の事業の展開に大きく関わってくるのです。

## 2 地域のニーズを満たす事業の企画

サロンで集めた「地域の声」をもとに、その地域の現状や特性、住民たちに必要とされていることなどを話し合い、考えます。住民たちが求めているもの、その地域をよりよくすることは何でしょう。暮らしの中からテーマを見つけ、企画を考え、会議を重ねてブラッシュアップしていきます。



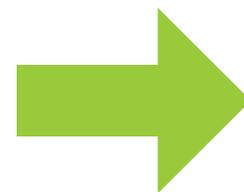
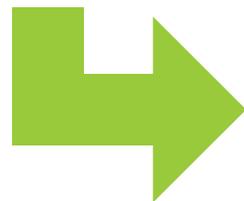
## 4 地域の課題解決と新たな公民館ユーザーの誕生

イベントや講座の開催を通して地域のニーズを満たし、学びにより課題を解決すること。これが公民館の役割ですが、移動公民館ならではの一つの役割は、新たな出会いの創出です。中央公民館と高幡台分室以外の場所で事業を実施することで、それまで公民館を利用したことのない市民との出会いが生まれることを期待しています。



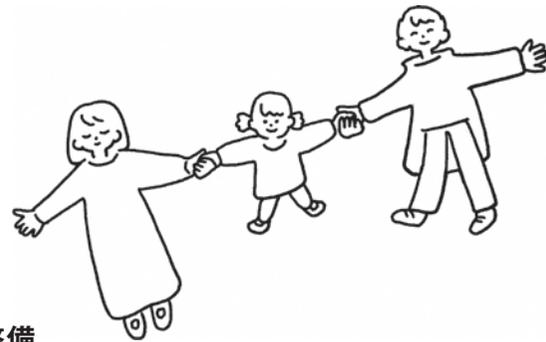
## 3 「新しい学びの場」の開催

企画が決まれば、いよいよ実行です。イベントや講座の立ち上げから告知、集客や当日の運営、終了後の事務作業まで、一連の業務を地域住民とともに行います。地域団体との連携や学生の参画など、それぞれの特性を生かした多世代での運営も、地域に密接な事業だからこそ実現が可能です。



## 地域がステージ 公民館の新しい取り組み -2

### ゆるやかにつながる空間の創出 居場所事業



- ◎ゆるやかにつながる機会と場所の拡充
- ◎つながることで学びが深まる仕組みの整備
- ◎未利用者とのつながりを生み出す環境の整備

上記3つの方向性は、公民館利用者同士の交流のあり方について、平成31年(2019年)3月に公民館運営審議会による答申に示されたものです。これを受けて、公民館では利用者同士がつながる空間創出事業を実施しています。中央公民館では「ゆる・カフェ・時間」と「子ども将棋指導対局」、高幡台分室では「ばそこんくらぶIN高幡台分室」と「程久保うたごえパーク」、そして「子ども囲碁サロン」など。どの取り組みも参加無料で申し込み不要、定期的で開催しています。「はじめまして」の方ももちろん大歓迎。講座やサークルとはまた違う、公民館の中でより気軽に足を運んで参加できるオープンな居場所を、ぜひのぞいてみてください(それぞれの開催日程は公民館ホームページや『広報ひの』にて)。

#### 新しいことが生まれるみんなの居場所 ゆる・カフェ・時間

公民館の談話室で月に1度(不定期)開催されるお茶の時間。中央公民館近隣施設(ひの児童館、日野市社会福祉協議会ボランティア・センター、日野図書館)との連絡会「ご近所会議」と連携し、ゲスト探しやプログラムの企画、運営を行っています。音楽やおしゃべりなど、季節に合わせたメニューを用意して、カフェにいるようなくつろげる空間をつくり出します。

#### ばそこんくらぶIN高幡台分室

高幡台分室の講座室と講座用パソコンを活用し、ワード、エクセル、インターネットなど、各自が学びたいことを自由に学び合う場です。持参のパソコンやスマートフォンを使つての参加、1回だけの参加も可能。ツールの勉強を通し、人と人をつなぐもう一つの学び舎として開催しています。

#### 子ども将棋指導対局 子ども囲碁サロン

中央公民館では「子ども将棋指導対局」、高幡台分室では「子ども囲碁サロン」が開催されています。子ども将棋指導対局は、公民館を利用する将棋サークルのメンバーと子どもたちが対局。サークル交流の場として、また、3世代交流の場として認知度を高めています。

#### 程久保うたごえパーク

童謡や唱歌などさまざまな歌を、電子ピアノや箏、クラリネットの生演奏に合わせてみんなで一緒に歌います。家ではなかなか出すことのない大きな声で歌うことがストレス解消となり、リフレッシュできる人気の事業。また、地域での仲間づくりや生きがいつくりの場としても機能しています。

## 地域がステージ 公民館の新しい取り組み -3

### 大学連携の充実

地域の課題解決と公民館の新たな利用者の誕生に向け、「若者を公民館へ」と継続して取り組んでいる大学連携事業。年々事業が広がり、連携に深まりが生まれています。公民館をフィールドに学生と従来の利用者が出会い交流する機会の創出も見られ、公民館から生まれた「学び」で「人」がつながり、新しい公民館運営に向けた未来像が、よりはっきりと描き出せるようになりました。



#### 帝京大学教育学部丹間ゼミ連携事業 ようこそ!地域のリビングへ

学生たちが公民館まつりに参加し、「あなたと公民館」をテーマに公民館利用者に向けインタビュー。それぞれのライフストーリーを冊子『ようこそ!地域のリビングへ~公民館へのあなたの一歩~』にまとめ、平成31年3月に発行。冊子は公民館をまだ利用していない市民へのメッセージにもなりました。

#### 実践女子大学現代生活学科須賀ゼミ連携事業 「アートかるた」から始まる 地域づくり

高齢者へ向けたメッセージを読み札の文言に、その言葉をもとに絵画をカラージュした絵札を学生たちが製作。多世代交流のきっかけとしてかるた大会を開催しました。笑いあり、おしゃべりあり、元気が生まれる事業として地域に広がっています。

## 地域がステージ 公民館の新しい取り組み -4

### ひの市民大学の充実

「いつでも、どこでも、だれでもが学べる」を基本方針に、平成16年(2004年)より運営されるバラエティに富んだ学びの場・ひの市民大学。さまざまな内容の講座を市民が企画し、講師の依頼などの運営を行い、市民目線での「学び」を提供する事業と、日野市内にある大学と連携して学内で市民の学びのための連続講座を行う事業があります。



#### 若者・子育て世代部会の設置

令和元年度より、若者・子育て世代に特化した企画を立てる部会が誕生。大道芸や母親に向けたワークショップ、また、子どもたちがビジネスや日野の伝統文化を体験する講座などを実施。受講した市民が自ら考え、行動していくように促す企画が多いのが特徴です。

#### 大学連携コースの増設

実践女子大学生涯学習センターに協力を得て平成29年度より連携コースを開催。令和元年度には明星大学地域交流センターと連携し、市民が宇宙や地球の最先端の研究に触れられる連続講座が実現。大学の特色を生かしたアカデミックな学びの場が生まれています。

基本目標に基づいた施策ロードマップ

# これから 5年間の 公民館の 歩み計画

## 基本目標 1 豊かな暮らしをつくる 「学び」を生み出す

「学び」による地域の豊かな暮らしづくりは、公民館の一番の使命。市民のみなさんに、必要な情報は届いているでしょうか。これからは公民館自体の情報発信力の強化も取り組みの大きな柱の一つです。より一層市民の暮らしに寄り添い、学びの循環をつくり出していきます。

令和2年 2020 | 令和3年 2021 | 令和4年 2022 | 令和5年 2023 | 令和6年 2024 >

### 市民の暮らしに寄り添った学びの循環づくり

楽しく学び、 集って生きる	継	成人事業を活用した体験・対話ができる学びの場の創造		
	継	ひの市民大学における市民の「学びたいことを学べる」場の充実		
情報発信	継	中央公民館のテラス・談話室を使った効果的な「多世代広場」事業の実施		
	継	東京都公民館連絡協議会・大学などの情報網を生かしたスキルアップのための学習情報提供		
	新	公民館ホームページの充実、SNS利用などによる公民館認知度の向上事業		
	新	公民館だよりの充実および「人」を介した配布方法による公民館認知度の向上事業		
	新	公民館未利用者のニーズを把握した、新たな来館者の広がりを目指す事業		
公民館の運営	継	学校との連携強化のためのICTシステム導入などの検討		
	継	公民館運営審議会による適正な評価		
	継	老朽化する公民館の運営維持		

### 「学び、学びあい」による生きがいづくり

新しい公民館の 運営	新	NPOなどの関係機関との協働による生きがい創出事業		
	新	夜間の空き部屋の市民利用(学生の学習場所)による活用事業		
学び、学びあい 事業の促進	継	高齢者事業を活用した体験・対話ができる学びの場の創造		
	継	映画会事業を活用した体験・対話ができる学びの場の創造		
	新	市民の企画から学んだことを生かせる環境づくり、フォローアップ支援事業		
サークル活動 への支援	継	サークル運営への職員の相談・支援スキルの向上		
	継	サークル交流会による利用団体の相互学習の充実		
	新	イベントなどを通じたサークル活動による公民館未利用者への学びきっかけづくり		

□ 事業開発期間 ■ 事業実施期間 新…新規 / 継…継続 / 拡…拡充

## 基本目標 2 「学び」に集う人たちを 地域や社会につなぐ

誰一人取り残さない社会の実現は、自分の身の回りにある小さなコミュニティへの関心から始まるのではないのでしょうか。日々の暮らしのある地域への参加にも、その入口はあるはずです。たくさんの方が自分のまちに興味を持ち、よりよい関係性が地域の中に増えていくように、公民館は地域の中の知や学びの循環に力を注いでいきます。

令和2年 2020 | 令和3年 2021 | 令和4年 2022 | 令和5年 2023 | 令和6年 2024 >

### 地域をステージに自ら考え、ともに行動する学びを実現する

地域を ステージにした 学びの機会・場の 創造	拡	「学びのモデル事業」を発展させ、地域の社会的資源と連携し活用する「移動公民館事業」への拡充		
	新	さまざまな知識・技術を持った市民を募集し、市民の生活課題解決に結びつける仕組みの開発		
多文化共生社会 の支援	新	市内企業などとの連携による事業の充実		
	継	国際理解講座を通じた多世代交流の場づくり事業の実施		
	継	障害をもつ少年たちを通じた多世代交流の場づくり事業の実施		
	継	障害者事業の成果を「見える化」し、市民が事業支援に参加することを促す事業の推進		
	新	誰一人取り残さない社会を実現する「SDGs」を学び、実践する事業の実施		
高幡台分室の魅力向上	新	サークルや民間企業などと連携し、外国籍の市民に日野市の魅力を知ってもらい、地域への参加を促す事業の推進		
	新	自然豊かな地域の魅力を生かし、地域の若者・大学・企業などと協働する事業の展開		
職員の地域コー ディネート力向上	継	職員がより市民のために学びの提供ができる知識・技術を持ち、地域コーディネートやネットワークを構築する能力取得のための研修の実施		

### 地域の社会的資源を生かし、学びを通して暮らしの課題解決の支援をする

暮らしのための学び を入口に地域活動	継	地域の若者の発想を生かした、暮らしの課題解決のための学びの事業の実施		
暮らしに寄り添う 事業の実施	継	現代社会の「生きづらさ」を学びによるコミュニティで応援する事業の実施		
	継	「社会教育無料の原則」の維持		

### 暮らしと地域に結びついた安全安心な社会をつくる

安全安心な 社会の応援	継	丘陵地・河川地域の特質に即した防災講座などの充実		
	継	消費生活関係団体などとの連携による、市民の暮らしを守る講座などの充実		

基本目標に基づいた施策ロードマップ

### 基本目標 3 世代をこえて新たにつながる「学び」を創り出す

公民館がいつでも誰でもが学べる場であり続けることで、そこにはさまざまな世代が集まり、市民は人生のどのステージにおいても、生涯にわたって公民館で学びを得ることができます。地域の中であらゆる世代が交流し、ともに当事者としてまちの自然や歴史、文化に親しみを持てば、そこには必ず学びの循環が生まれ、まちへの愛着が育まれるでしょう。



#### 子どもから大人まで切れ目のない学びを創造する

切れ目のない学びの機会・場の創造	拡	地域資源を活用した成人事業により、多世代交流や体験を充実させる
	継	子どもを主役にする事業による多世代交流の実現
	継	若者・子育て世代やさまざまな条件の市民が参加しやすく、交流できるプログラムの充実
	継	地域福祉と連携した、食生活・健康などを向上させるプログラムの充実
	新	子どもがまちを学び、体験し発表する「子ども企画会議」事業の実施
集いの場の拡充	新	市民のワークライフバランスに貢献する、働きながらでも学べる環境の実現
	継	公民館主催イベントや市民活動関係団体のイベントを生かした、市民の交流・相互学習の場の充実
集いの場の創造	新	保育室および周辺を修繕し、多世代がくつろぎ、交流できる「多世代ガーデン」の創造

#### 平和な暮らしを支える意識を育み、未来につなぐ

人権を守る事業の推進	継	憲法・人権講座の充実
平和を維持する事業の推進	拡	平和事業への若い世代の参加促進

#### さまざまな地域資源や学習の機会・場の情報共有を充実させる

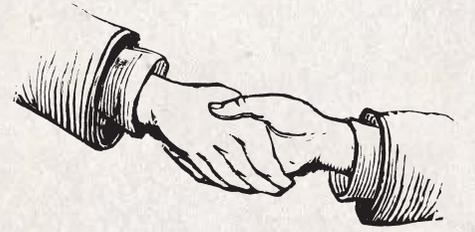
社会教育施設との連携	継	市内社会教育施設(図書館・博物館など)やその他の社会的資源との連携による、市民がまちを知り、学びを実践する場の充実
	継	生涯学習部門による1課3館合同事業の推進

#### まちの自然・歴史・文化に親しみ、多世代間で知恵を交流する

まちの文化・歴史を生かした学びの機会・場の創造	継	伝統文化を生かした講座などの創造
まちの自然を生かした学びの機会・場の創造	拡	田んぼの学校を活用し、自然環境を多世代で体験できる学びの場の創造
	拡	ひのっ子シェフコンテストを活用した「日野の農」を知る学びの機会の創造

「公民館における利用者交流のあり方について」  
日野市公民館運営審議会から平成30年度答申より②

## 現代における人々の交流を考える



現代は、個人を尊重する社会である。同時に、個人は自立した存在であることが求められている。しかし、自立とは他者との関係を失った孤立とは異なる。必要な時に周囲に頼ることのできる人間関係を築いていることが、真の自立であろう。

このように考えた時、公民館における利用者交流の視点として、個に閉じた学びを少しずつ周囲へ開いていくことが重要なのではないか。利用者個人や個々のサークルでの学びや活動を重視しながらも、必要に応じて他者や関連団体と関わることができる、ゆるやかなつながりを構想していくことが鍵となる。

近年では、他者とながらることに対して抵抗を感じたり拒絶したりする人もいる。例えば、町内会や自治会などは、地域活動の実施や地域課題の解決を担う重要な地縁団体であるが、加入率が低下している地域も少なくない。地縁に根ざした団体である以上、メンバーが固定化したり、年齢や役職によってメンバーの序列化が生じたりすることがあり得る。そうした中で、強制力のあるつながりや強固な人間関係に対して、距離を置いたり参加を拒んだりする人が生じているのだろう。このような状況を鏡にしたとき、公民館を利用する人々の人間関係において、メンバーが固定化したり序列化されたりすることは、あまりそぐわないと考えられる。加えて、公民館は社会教育施設として人々の自由で主体的な学びを支えるという基本からしても、組織や団体への強制的な加入や動員は避けなければならない。

公民館における利用者交流のあり方は、あらゆる人に広く開かれたものであることが求められる。公民館では、学ぶ者と教える者の間に境界はなく、対等に学び合う視点が不可欠である。また、古くからの利用者として初めて訪れる利用者の間にも上下関係はなく、むしろ互いに刺激し合うことが期待される。さらに、公民館の開かれたつながりの人間関係を考える上では、現在のみならず、持続可能な公民館という観点から、世代

間でのつながりをはじめ、未来の新たな利用者のことも考え、現在のつながりを開いていく必要がある。

昭和61年(1986年)、日野市中央公民館は創設20周年を迎え、それを機に市民サークル「中央公民館利用者交流会～ぶ(以下、「る～ぶ」)」が発足した。「る～ぶ」はサークルでありながら、公民館全体でのサークル間の交流を促す取り組みを数々蓄積してきた。公民館まつり、三者懇談会(公民館利用者・公民館運営審議会委員・公民館職員による)、年末の大掃除など、「る～ぶ」は現在も公民館の運営において欠かせない存在となっている。

しかし「る～ぶ」の会員数減少や高齢化などにより、今までと同じ形でそれらの事業を支えていくことが難しくなりつつある。「る～ぶ」の取り組みを今後どのように維持していくかを考えると同時に、「る～ぶ」だけでない、持続可能な公民館を支える利用者交流のあり方を検討する時期にきていると考えられる。

また、サークル間だけでなく地域との交流についても、これまで公民館があまり積極的に取り組んでいない課題の一つである。公民館と地域との関係を改めて問い直し、市内全域に対して公民館事業を届けていくような取り組みや、地区センターなどを活用した講座の開催について、実施の形を検討していく必要がある。同時に、自治会や町内会をはじめ、子ども会、老人クラブ、消防団などの地縁団体に対して、公民館の事業を積極的に広報していくことも重要ではないだろうか。そうした地縁団体の担い手となっている市民の中には、かつて公民館を利用していた、もしくは現在も公民館で活躍している方がいる。地縁団体と公民館が情報共有の体制を築いて、役割分担のもと連携していくことが求められる。そのうえで、公民館における利用者交流を、すでに利用している人だけでの交流に留めず、まだ公民館を利用したことのない市民に向けて開いていくことが大きな課題といえるだろう。

社会教育法は、教育基本法 の精神にのっとりて制定された社会教育に関する法律で、公民館の目的や意義を規定しています。この法律は、戦後間もない昭和24年(1949年)、国民の自由で主体的な学習を保障するために定められました。

社会教育法第2条において、社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)」と定義されています。そして、同法第3条第3項では、国および地方公共団体は、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」としています。日本全国の公民館は、この「社会教育の奨励に必要な施設」として位置づけられています。

また、社会教育法に規定された公民館運営の評価を行う機関として、公民館運営審議会があります。この審議組織は、公民館の各種事業に市民や識者の評価を取り入れる大切な存在です。公民館は、事業報告とともに市民の声(事業報告書や参加者アンケート調査結果など)を公民館運営審議会に提示し、それをもとに公民館審議会が事業を多角的に評価します。その評価をもって公民館は事業内容の向上に励んでいます。日野市の公民館では、今後、市民のニーズをより一層取り入れるため、公民館を利用するサークル交流会などで公民館の運営を検討する場を設け、市民主体の学びの場をさらに充実させていく方針です。



「公民館における利用者交流のあり方について」  
日野市公民館運営審議会から平成30年度答申より③

## これからの交流に向けた取り組み

日野市中央公民館では、平成30年1月に東京都内で公民館を設置している市町宛てに「公民館利用団体連絡会等に関するアンケート」を実施した。13市・35館から回答があり、それによると、回答のあった市町のうち、9割以上の公民館に利用者連絡会またはそれに準ずるものが組織されていた。他市町の公民館における利用者連絡会などの設置経緯については、公民館からの呼びかけという例がほとんどであった。参加についてはサークル単位とするケースがほとんどであったが、個人での参加が可能な例も見られた。また、運営については、役員や会則を決めて利用者主体で進められている例が目立った。公民館まつりの運営、公民館運営のあり方についての話し合い、学習会や交流会が行われていた。

時代の流れによる価値観の変化や人々の交流のあり方、また東京都内の他の公民館での取り組みなどを踏まえ、日野市公民館運営審議会は、日野市の「公民館における利用者交流のあり方」についての方針として、次の3点を提起する。

### 一、ゆるやかにつながる機会と場所の拡充

- ・公民館を利用するための入り口を広く、敷居を低くすることを重視して、気ままに出入りすることができる新たな講座や事業を企画する。また、市民がより豊かな日常生活を送ることができるよう、市民の实际生活に密着した公民館事業を推進する。
- ・公民館の持続可能な運営について検討し、公民館まつりなどの主催事業の企画と運営に、利用者がより参加しやすい仕組みづくりを推進する。

### 二、つながることで学びが深まる仕組みの整備

- ・サークル同士が互いの共通点や相違点を見出して、自らのサークルの学びを深めて交流することの価値に会うために、同種サークルでの交流事業を実施する。
- ・サークル間での成果発表や親睦の場を実施する際に、他のサークルの思いに共感したり、他のサークルと資源を共有したりすることによって、自らの学びや感動を深められることが感じられるよう、共感や共有をテーマとしたプログラムを企画する。
- ・既に組織されている陶芸サークルと調理サークルの連絡会の体制を参考に、他の可能な分野において同種サークルが連携する仕組みを整備する。

### 三、未利用者とのつながりを生み出す環境の整備

- ・それぞれのサークルがメンバーの固定化や高齢化によって持続可能な運営に困難をきたさぬよう、他のサークルとの情報共有や新たなメンバーを迎え入れる体制づくりを、公民館が主導して行う。
- ・町内会・自治会をはじめとする地縁団体に対して、公民館に関する情報提供を積極的に行うとともに、公民館以外の施設等における事業を拡充して、市内全体に公民館の学びを届ける。また、サークルと地域の交流を通して、公民館を利用したことがない市民に向けて、公民館が市民のより良い生活を支えるための施設であることを発信する。
- ・訪れるすべての市民にとって公民館が居心地の良い空間と時間となるよう、談話室をはじめとするフリースペースについて、ハード面での環境の整備を進めるとともに、ソフト面での事業をさらに充実する。

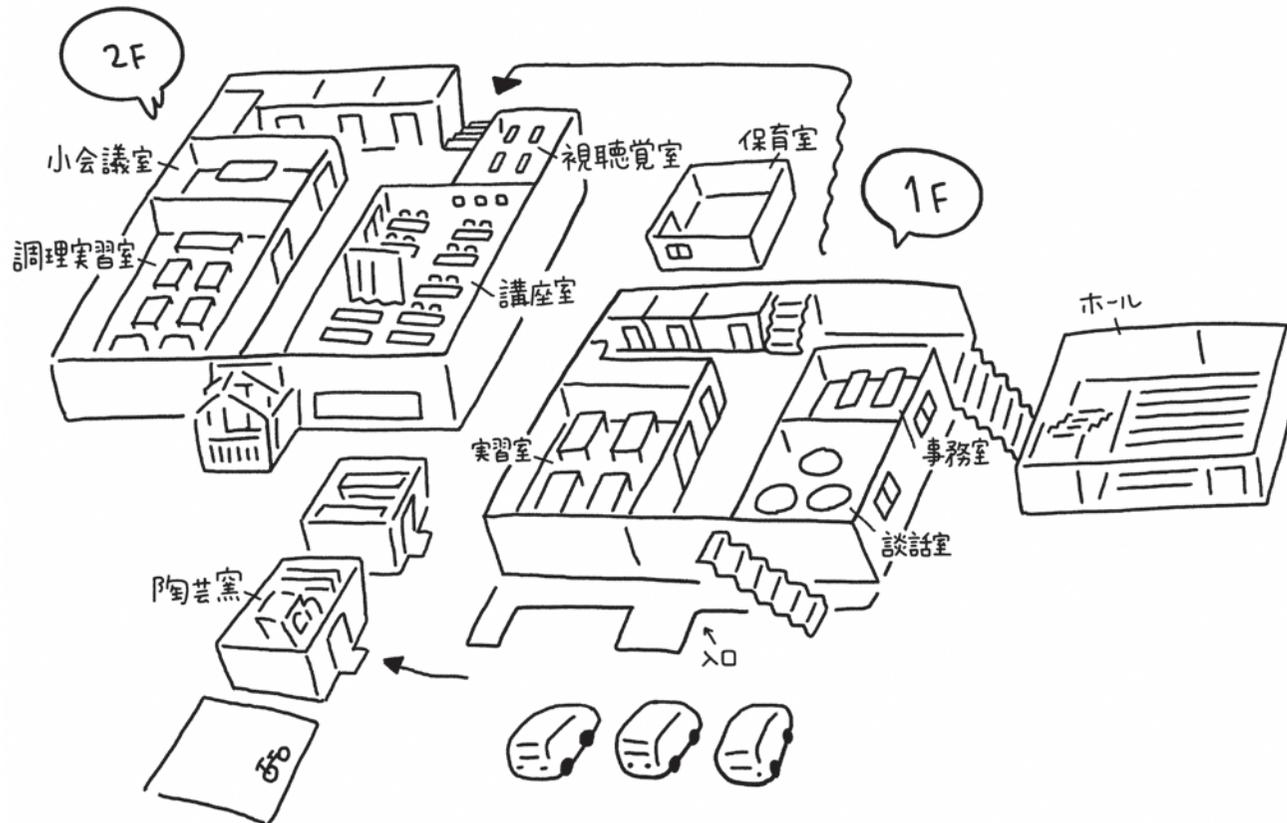
# 公民館を使おう

公民館では、学習活動などを目的とした、  
さまざまなジャンルのサークルが活動しています。  
興味のある活動を探すもよし、新たに立ち上げるもよし。  
まずは公民館を使ってみませんか？



## 市民の学びの2つの拠点

# 日野市中央公民館と高幡台分室



## 日野市中央公民館

昭和41年の開設以来、市民の学びやつながりづくりに携わってきた中央公民館。入口を入ってすぐの談話室ではおしゃべりをする人、囲碁をする人など、それぞれが思い思いの時間を過ごしています。楽器の演奏ができるホールや映画上映ができる視聴覚室、離れの陶芸窯や保育室など、市民の学びの要望に応え、さまざまな活動を支えてきました。市民が愛着を持って使い、受け継いできた建物や備品、機材などを、ぜひ地域での学びに有効活用してください。

### ACCESS

日野市日野本町7丁目5番地の23

TEL: 042-581-7580

FAX: 042-581-2110

休館日: 月曜日・祝日・年末年始

JR中央線「日野」駅より徒歩8分

京王バス「日野本町」バス停より徒歩2分

京王バス「生活・保健センター前」バス停より徒歩5分

## 日野市中央公民館高幡台分室

高幡台の見晴らしの良い台地に位置する高幡台分室。小学校の旧校舎を活用し、平成16年に開設されました。旧校舎には現在、高幡台分室のほかに、郷土資料館や教育センター、児童クラブも入居しています。日当たりの良い高幡台分室には、かつての教室を使った講座室のほか、広々とした調理室や和室、電気式の陶芸窯や作業台のある部屋もあり、講座やイベントによっては校庭や体育館も利用されています。

### ACCESS

日野市程久保550番地

TEL: 042-592-0864

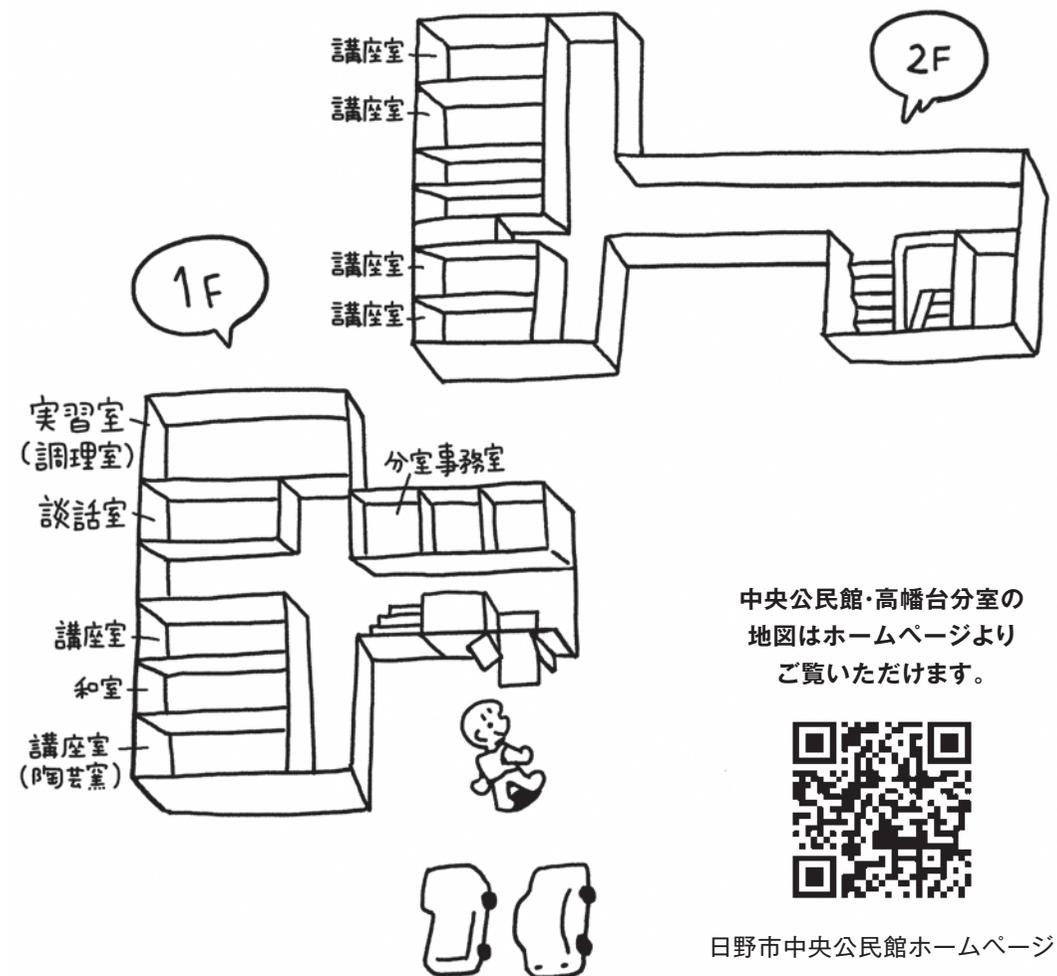
FAX: 042-594-1915

休館日: 月曜日・祝日・年末年始

京王線「高幡不動」駅より徒歩20分

多摩モノレール「程久保」駅より徒歩7分

京王バス「高幡台団地」バス停より徒歩5分



中央公民館・高幡台分室の  
地図はホームページより  
ご覧いただけます。



日野市中央公民館ホームページ

# 公民館でできること

年間で7万人近い施設利用がある日野市の公民館。

中央公民館と高幡台分室それぞれの立地や機能に合わせて、音楽・美術・文芸・料理・スポーツなどさまざまなサークル団体が登録し、利用しています。

※公民館登録団体の活動内容例です。詳細は公民館のホームページをご覧ください。



## スポーツ・ダンス

- 登山
- 社交ダンス
- ビーチボールバレー
- フライフィッシング
- 日本舞踊
- 体操
- 3B体操
- ダンス

## 美術・工芸

- ハイキング
- テコンドー
- エアロビクス
- ヨガ
- ウィンタースポーツ
- 太極拳
- ピラティス

## 趣味・教養

- 将棋
- 麻雀
- パソコン
- ハワイアンキルト
- 手芸
- オセロ
- 鉄道模型
- ペン字
- ファシリテーション
- ネイル
- アナログゲーム
- テーブルゲーム
- 折り紙
- 韓国語
- 囲碁
- 手作りおもちゃ
- 中国茶
- 英会話



## 料理

- 男の料理
- 手打ちそば
- 手打ちうどん
- スイーツ



# 公民館Q&A

「よく知らないから行ったことがない」方へ

「公民館って…、公民館でしょ」と漠然と思いませんか？

ぜひ、「学び」「集う」ために公民館を使ってください。公民館は子どもから大人まで、「はじめまして」の方の来館を心からお待ちしています！

**Q1** 公民館って勝手に入っていいの？  
何が出来るの？

**A1** 公民館は出入り自由です。談話室は自由な空間です。待ち合わせ場所として、団らんの場として、どうぞ気軽に立ち寄ってください。館内各部屋の貸し出しについては、5人以上の自主サークルと決まっています。団体登録は公民館でできますので、お気軽に事務室にお尋ねください。

**Q2** 子どもでも公民館を使えますか？

**A2** もちろん！お待ちしております。公民館はみんなの居場所でみんなの学びの場です。談話室で宿題をしたり、本を読んだりしている子もいます。児童館や公園と公民館を行ったり来たりして遊ぶ子どもや、時には友だち同士で飛び回っている子もチラホラ…。

**Q3** 講座やサークルの情報はどこで見られますか？

**A3** 公民館の主催講座などは、市広報『広報ひの』や市および公民館のホームページ、市内の各施設で配布しているチラシなどでご覧いただけます。また、サークルの情報は公民館で閲覧できるサークル紹介冊子でも公開しています。新規サークルの相談もお待ちしております。



## 文芸・歴史

- 川柳
- 自然調査・研究
- エッセイ
- 歴史調査・研究
- 俳句



## 演劇・音楽

- 尺八
- フルート
- ギター
- ハーモニカ
- マンドリン
- コーラス
- リコーダー
- 人形劇
- 伝統芸能
- 三味線
- オーケストラ
- 合唱
- オカリナ
- 芝居
- 音楽鑑賞
- 弦楽合奏
- ピアノ
- 発声練習
- 朗読
- ウクレレ
- 二胡

# 公民館利用案内

公民館の利用には、団体登録が必要です（談話室やフリースペースを除く）。団体登録は中央公民館または高幡台分室窓口にて、開館日の8:30～17:00まで受け付けています。

**利用できる団体** 日野市在住で社会教育活動を行う5人以上の自主サークル（営利・宗教・政治団体は利用できません）

**部屋利用申込み** 「施設予約システム」によるインターネット予約制。2か月先までの予約が可能です。（パソコンの操作が不安な方やご自宅にパソコンがない方のために、中央公民館および高幡台分室に利用申込みができるパソコンを用意しています）

**抽選** 毎月1～7日に施設予約システムにて抽選申請を受け付けています。8～15日が抽選結果確認となり、当選の団体は期間中に当選申請の手続きが必要です。16日以降は空き状況により先着順で予約が可能です。

**使用時間区分** 午前 9:00～12:00  
午後 13:00～17:00  
夜間 18:00～21:30

**使用料** 無料（団体登録した団体が社会教育活動のため使う場合に限る）

※日野市公民館ホームページにて、登録サークル団体の一覧を公開しています。見学などは公民館へお問合せを。

## 保育事業のご案内

- ・公民館が行う保育つきの講座…『広報ひの』にて募集、要予約
- 対象:1歳6か月から小学校就学前の幼児
- ・保育登録サークルの公民館での活動
- 対象:1歳6か月から小学校就学前の幼児がいるサークル
- ※年度途中に1歳6か月を迎える幼児を含みます。
- ※保育利用は登録が必要です。
- ・保育場所:中央公民館保育室ほか
- ・保育時間:おおむね2時間 ※休館日を除く
- 詳細は公民館までお問い合わせください。

※公民館のホームページにも利用案内を掲載しています。

# 参加者アンケートより 公民館ユーザーに聞きました

近年開催した事業のアンケートから、反響の大きかった事業や参加した市民の声を、ほんの一部ご紹介します。公民館はこれからも、たくさんの方の利用をお待ちしています。

1年間で開催した事業 **101** 事業

公民館主催事業の参加人数 のべ**22,875**人

中央公民館施設利用者 のべ**41,251**人

高幡台分室施設利用者 のべ**28,477**人

公民館事業に関わった人 のべ**92,603**人

(平成30年度)

日野市の人口の  
1/2 くらい…!

## ひの市民大学 「コソダテにまつわる哲学カフェ」

乳幼児の母たちが子育て中に出会う、簡単には答えられない「問い」を持ち寄り、お茶を片手に本音を語るカフェ形式の対話の場。その日のテーマを決めて、自分と相手とその「場」を大切にしながら、それぞれの思いを受け止め合い、自分をアップデートする時間となりました。令和元年7月11日、9月20日開催。

自分と子どものことで  
頭がいっぱいだったけれど、  
他の人の考えや視点を  
垣間見ることで、  
自分の視野が  
広がったと思う。



家族の思い出に。

きれいだった。

## 夢が輝く! スカイランタンづくり講座

地域の若者の企画書から実現した講座です。「夢に向かって」をテーマにランタンを製作し、高幡台分室の夜空に飛ばしました。ふんわり空に浮かぶ明かりを、参加者と一緒に楽しみました。参加者も職員も、ともに感動した講座です。令和元年12月15日開催。

みんないろいろ  
工夫しながら  
ランタンを飛ばし、  
楽しそうに空を  
見上げていました。

初めて会った人と  
深い話ができて  
楽しかった。  
まだまだ話したい。



## 着物の帯地で作るお雛さま

平成30年度に開催した「つるし雛を作ろう」講座に続き、今年度は古い着物の帯地でお雛さまを作る講座を開催しました。令和元年10月～11月の4回講座。



無事作り上げました。  
出来上がって感激です。  
古い着物を有効活用できる講座、  
もっとあればいいです。

のりや折り紙を  
思い切って使うことができ、  
子どもと一緒に  
自分も楽しみました。

## ひの市民大学 「かたちであそぼう」

さまざまな「かたち」からイメージする力を育む幼児教育法と、デザインの基礎を組合わせた作品制作により、どんな人でもアートに親しみ楽しむことができる親子ワークショップ。令和元年11月30日開催。

子どもが自由に  
紙を貼っていき、  
絵を創る姿を見て  
嬉しくなりました。

親世代に日本の  
伝統文化を伝えることで、  
子どもにも継承できることが  
素敵です。

## ひの市民大学 「あなたの街の非常食 多摩川水系で魚釣り」

もしもの時のために、日野を流れる多摩川水系の魚たちを獲り調理を体験し、生き残りのサバイバル術を学びました。令和元年9月7日開催。

思いのほか、  
簡単に魚が釣れて  
楽しかった。

初めて公民館の  
講座に参加しました。  
とても丁寧に教えてくださり  
楽しい会でした。

商売が楽しい。  
小さい子に「ありがとう!」と  
言われるのが嬉しい!

## ひの市民大学 「浅川子どもビジネススクール」

子どもたちが、企画・仕入れから地域のおまつりの模擬店販売までを体験。楽しみながら「ビジネス感覚」を育みました。令和2年1月、3回講座。

準備からやり、  
成功(売り切れ)して  
楽しかった!



親子で参加することで、  
一緒に楽しめる時間となりました。

## 季節を楽しむ和の行事

こよみに合わせた伝統行事や習慣を、「お話」と「童謡を歌う」、そして「季節のお菓子づくり」などで構成。親子で楽しめる学びの場となりました。令和元年6月～令和2年2月、6回講座。

初めての釣りだったが、  
非常食としての  
川の意味を知った。



# おわりに

ひとりひとりが自分の学びにたどり着いていく。  
ひととひとつながって学びがひらかれていく。  
日野の土に生かされ、水に潤い、緑にひらかれて  
ともに学び合っていく。

今の我らを超えるために学び

我らの暮らしを我らの営みになすために学ぶ。

相手のリアルに身を置き、自分のリアルを見つめ、暮らしが合わさっていく。

生き合える喜びを生み出す学びにたどり着いて

自分に宿る自分の願いにたどり着いて

人間がひらかれていく。

学びが織りなす ひととひととの息遣いの中に、日野はある。



日野市教育委員会  
教育長  
米田 裕治



日野市中央公民館高幡台分室

## 参考資料

# 公民館を取り巻く関係法令

### ①日本国憲法

施行日 昭和21年11月3日

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

### ②教育基本法

施行日 昭和22年3月31日 最終改正日 平成18年12月15日

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

### ③社会教育法

施行日 昭和24年6月10日 最終改正日 令和元年6月7日

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる

場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開

催及びその奨励に関すること。

- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第9条の7第2項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

## 第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。  
2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という)でなければ設置することができない。  
3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りではない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集會を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集會その他公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。  
2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条 削除

第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。  
2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。  
3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第30条第1項及び第40条第1項において「特定公民館」という。))の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長)が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。  
2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。  
2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地

域住民その他関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。  
2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行った時は、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずるこ

とができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

#### ④社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 施行日 令和2年4月1日

(修了証書の授与)

第8条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により、8単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 〔略〕

3 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

第11条 法第9条の4第3号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする

科目	単位数
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	3

2 〔略〕

3 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

#### ⑤日野市公民館設置条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条の目的を達成するため、法第21条に基づき、日野市に公民館を設置する。

(名称と位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のように定める。

名称 日野市中央公民館

位置 日野市日野本町七丁目5番地の23

(昭和57条例13・一部改正)

(管理)

第3条 公民館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 公民館に次の職員を置く。

館長 1人

副館長 1人

主事、主事補その他 若干人

(平成24条例13・一部改正)

(運営審議会)

第5条 法第29条により、公民館運営審議会を置く。

(委員の委嘱及び定数)

第6条 公民館運営審議会委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1)学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8人以内

(2)公募による市民 2人以内

(平成24条例13・全改)

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(平成12条例30・一部改正)

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の定めるところによる。

(委任事項)

第9条 この条例施行について必要な事項は、規則で定める。

付則

この条例は、昭和40年6月20日から施行する。

付則(昭和57年条例第13号)

この条例は昭和57年7月1日から施行する。

付則(平成12年条例第30号)

この条例は平成12年4月1日から施行する。

付則(平成24年条例第13号)

この条例は平成24年4月1日から施行する。



## 第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定委員会

公民館利用団体に属する者

野上 京子(利用者交流会る〜ぶ、推進会議代表)

竹内 伸光(日野国際友好クラブ)

★委員長：佐藤 聰明(中央公民館高幡台分室陶芸サークル)

社会教育関係者

宮崎 竹子(公民館運営審議会委員長)

畔上 栄輔(公民館運営審議会)

宇賀神 宏(公民館運営審議会)

茂呂 薫子(公民館平和事業実行委員会)

学校教育関係者

勝村 匠(専門学校講師、帝京大学教育学部丹間ゼミ卒業生)

家庭教育の向上に資する活動を行う者

諸星 智子(子育てサークル)

日野市内のNPO法人関係者

☆副委員長：溝口 常之(NPO法人ひの市民活動ネットワーク事務局長)

その他教育長が必要と認める者

杉山 佳子(実践女子大学現代生活学科学須賀ゼミ生)

公募市民

戸崎 肇(桜美林大学教授)

アドバイザー

丹間 康仁(帝京大学教育学部准教授)

## 第2次日野市公民館基本構想・基本計画

発行日 令和2年3月

発行 日野市教育委員会

編集 日野市中央公民館

〒191-0011

東京都日野市日野本町7丁目5番地の23

電話 042-581-7580 FAX 042-581-2110

E-mail pubhall@city.hino.lg.jp

冊子編集 株式会社けやき出版

野村智子(本町企画)

デザイン 古田裕(FULL\_DESIGN)

イラスト あげたらしるめ

写 真 本浪隆弘 P2~4, 6~11, 54, 59